

意見書

委員会提出議案の意見書を可決し、実現に向けて県に送付しました。

福祉医療費に係る長崎県の補助負担率の堅持に関する意見書

本市の福祉医療費支給制度については、平成9年から、長崎県の補助対象であるか否かにかかわらず、本市が独自施策として実施するものを含めたすべての福祉医療費の支給方法に、医療機関等が受給者に代わって福祉医療費の申請を行う「委任払い方式」を採用し、国民健康保険に係る国庫負担金のペナルティ措置を回避しながら受給者の申請手続きの煩雑さの解消を図り、利便性の向上と制度の充実に努めてきたところである。

このような中、本年3月、長崎県は、約10年間にわたり本市の状況を認識しておきながら突然、県内他市町との均衡を理由に、その支給方法に「償還払い方式」を採用していない本市に対し、「平成20年度から長崎県の補助対象となる福祉医療費（心身障害者医療費を除く。）の補助負担率を、現行の2分の1から3分の1に引き下

げる」という方針を打ち出した。この方針は、長崎県の考え方に従わない自治体に対する明らかなペナルティ措置であるとともに、制度の目的を的確に理解し、受給者の利便性の向上と制度の充実に図るために、本市医師会を初めとする関係機関の多大な協力と理解を得て約10年間にわたって本市が行ってきた先進的な取組みを否定するものである。

仮に、この方針どおりに補助負担率の引下げが実施された場合、本市が現行の制度を維持するためには約2,500万円という多額の新たな財政負担を強いられることとなり、優れた制度の維持のみならず、存続そのものにも影響を及ぼすものである。

従来の地方財政制度が大きな変動期を迎える中、それに対応すべく第1次・第2次の財政健全化計画に必死で取り組んでいる本市に対し、支援するどころか逆に負担増を求めている長崎県の姿勢に大きな疑問を呈せざるを得ない。

よって、本市議会は、このような方針を打ち出した長崎県に対して嚴重に抗議するとともに、福祉医療費に関し、その支給方法によって補助負担率に格差を付けることなく、現行どおりの補助負担率を堅持するよう方針の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成19年6月25日
大村市議会
長崎県知事 殿

決議

飲酒運転根絶に関する決議（要旨）

飲酒運転を根絶し、明るい社会づくりに努めていくため、大村市議会は、市をはじめ関係機関・団体と連携し、市民と一体となって次の事項を掲げ、交通死亡事故に直結する極めて悪質・危険な行為である飲酒運転の根絶、さらには交通事故のない明るい社会づくりに努めていくことを決意するものであります。

- 1 酒を飲んだら、絶対に運転しない。
 - 2 運転者には、絶対酒を飲ませない。
 - 3 酒を飲んだ人には、絶対運転をさせない。
- 以上、決議する。

平成19年6月25日

大村市議会

大村市議会議員政治倫理条例第13条第4項の規定に基づく請負等の辞退届の状況の公表

大村市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、議員の配偶者及び一親等の親族等が役員をしている企業は、市に対する請負（下請負を含む）を辞退するよう努め、該当する議員は、辞退届を提出することとしております。

辻 勝徳 議員

【問い合わせ】
議会事務局（内線301）

企業誘致議員連盟を再結成！

技術のまち大村にふさわしい企業の誘致を推進することにより産業・経済の拠点都市を確立し大村市の活性化と産業の振興を促進することを目的とします。
全議員で構成しています。